

官報

号外

昭和二十九年六月九日

○第十九回 衆議院會議録第六十四号

昭和二十九年六月九日(水曜日)

議事日程 第六十号

午後一時開議

第一 農業委員会法の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

第二 農業協同組合法の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

●本日の會議に付した事件

議員堤ツルヨ君、同山口シヅエ君を懲罰委員会に付するの件(議長宣告)

議員堤ツルヨ君、同山口シヅエ君、同大石ヨシエ君、同秋元たけ子君、同山崎始男君、同小林進君、同長正路君、同山田長司君、同三鍋義三君、同西村力弥君、同赤松勇君、同横路節雄君、同春日一幸君、同稻富稔人君、同勝岡田清一君、同佐竹新市君、同池田頼治君、同滝井義高君、同大西正道君、同山本幸一君、同山口丈太郎君、同杉村冲治郎君、同高津正道君、同野原覺君、同成田知巳君、同島上

善五郎君、同田中健之進君、同伊藤卯四郎君、同前田榮之助君、同辻原弘市君、同中村時雄君、同久保田鶴松君、同小平忠君、同藤根七郎君、同森三樹二君、同淡谷悠蔵君、同伊藤好道君、同山花秀雄君、同武藤運十郎君、同淺沼稻次郎君、同中居英太郎君、同木下郁君、同井手以誠君、同伊藤幸太郎君、同西村榮一君、同山下榮二君を懲罰委員会に付するの動議(高橋英吉君外三名提出)

日程第一 農業委員会法の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

日程第二 農業協同組合法の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

憲法第五十九条第二項に基いて再議決のため農業委員会法の一部を改正する法律案の本院議決案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案の本院議決案を一括議題とせられたいとの動議(荒船清十郎君提出)

午後五時十一分開議
○議長(堤廣次郎君) これより會議を開きます。

○議長(堤廣次郎君) 去る三日の本會議場において、議員堤ツルヨ君は議長席を占拠したる行為は、著しく議院の品位を傷つけたものと認め、議長は、同君を懲罰委員会に付することにいたします。(拍手)

英太郎君、同木下郁君、同井手以誠君、同伊藤幸太郎君、同西村榮一君、同山下榮二君を懲罰委員会に付するの動議(高橋英吉君外三名提出)

○議長(堤廣次郎君) 高橋英吉君外三名より、成規の賛成を得て、議員堤ツルヨ君、同山口シヅエ君、同大石ヨシエ君、同秋元たけ子君、同山崎始男君、同小林進君、同長正路君、同山田長司君、同三鍋義三君、同西村力弥君、同赤松勇君、同横路節雄君、同春日一幸君、同稻富稔人君、同勝岡田清一君、同佐竹新市君、同池田頼治君、同滝井義高君、同大西正道君、同山本幸一君、同山口丈太郎君、同杉村冲治郎君、同高津正道君、同野原覺君、同成田知巳君、同島上善五郎君、同田中健之進君、同伊藤卯四郎君、同前田榮之助君、同辻原弘市君、同中村時雄君、同久保田鶴松君、同小平忠君、同藤根七郎君、同森三樹二君、同淡谷悠蔵君、同伊藤好道君、同山花秀雄君、同武藤運十郎君、同淺沼稻次郎君、同中居英太郎君、同木下郁君、同井手以誠君、同伊藤幸太郎君、同西村榮一君、同山下榮二君を懲罰委員会に付するの動議が提出せられました。右動議を議題といたします。提出者の趣旨を明を許します。提出者高橋英吉君。
(高橋英吉君登壇)
○高橋英吉君 提案者を代表し趣旨を明をいたします。

昭和二十九年六月九日 衆議院會議録第六十四号 議員堤ツルヨ君外一名を懲罰委員会に付するの件 議員堤ツルヨ君外四十五名を懲罰委員会に付するの動議

佐々木盛雄君 佐瀬昌三君
佐藤榮作君 佐藤善一郎君
佐藤親弘君 佐藤虎次郎君
佐藤洋之助君 坂田英一君
坂田道太君 迫水久富君
始岡伊平君 塩原時三郎君
篠田弘作君 島村一郎君
庄司一郎君 首藤新八君
助川良平君 鈴木仙八君
鈴木善幸君 鈴木正文君
世耕弘一君 瀬戸山三男君
關内正一君 關谷勝利君
田口長治郎君 田子一民君
田中伊三夫君 田中角榮君
田中好君 田中龍夫君
田中萬造君 田中光一君
高木松吉君 高橋英吉君
高橋三郎君 高橋等君
竹尾式君 武知勇起君
津強國利君 辻寛一君
土倉宗明君 網島正興君
坪川信三君 徳安實藏君
苦米地英俊君 富田健治君
中井一夫君 中村幸八君
中山マサ君 仲川房次郎君
永田良吉君 永田亮一君
長野長廣君 瀧尾弘吉君
夏堀源三郎君 南條健男君
丹羽源四郎君 西村英一君
西村直己君 西村久之君
野田卯一君 羽田武嗣郎君
荻梨新五郎君 馬場元治君
橋本典三郎君 橋本龍伍君

長谷川峻君 濱田幸雄君
林讓治君 原健三郎君
原田寛君 平井義一君
平野三郎君 福井勇君
福田道夫君 福田篤泰君
福田一君 福永健司君
藤枝泉介君 船越弘君
船田中君 降旗徳勝君
保島茂君 坊秀男君
星島二郎君 本多市郎君
木岡俊一君 前尾繁三郎君
前田正男君 牧野實泰君
益谷秀次君 増田甲子七君
松井豊吉君 松岡俊三君
松崎朝治君 松田鐵藏君
松山義雄君 三浦賢之助君
三和精一君 水田三喜男君
南好雄君 宮原幸三郎君
持永義夫君 森清君
森幸太郎君 八木一郎君
安井大吉君 保岡武久君
山口喜久郎君 山口好二君
山口六郎次君 山口岩男君
山崎巖君 山崎猛君
山中貞則君 山本勝市君
山本正一君 山本友一君
吉田重延君 吉武重市君
渡邊良夫君 五郎君
赤澤正道君 荒木萬壽夫君
有田喜一君 五十嵐吉藏君
井出一太郎君 池田清志君
今井耕君 白井莊一君
小山倉之助君 大高康君

岡田勢一君 岡部得三君
加藤高藏君 金子與重郎君
神戶盛君 川崎秀二君
喜多壯一郎君 楠美哲三君
小泉純也君 小島徹三君
河野金昇君 佐藤芳男君
齊藤三三君 櫻内義雄君
笹本一雄君 志賀健次郎君
椎淵三郎君 白濱仁吉君
須藤彌吉郎君 田中久雄君
高瀬傳君 高橋祐一君
竹山祐太郎君 館林三喜男君
床次徳二君 中島茂吉君
中嶋太郎君 中曾根康弘君
中野四郎君 中村三之丞君
中村新一郎君 並木芳雄君
長谷川四郎君 福田繁芳君
古星菊男君 本名武君
町村金五君 松浦周太郎君
三浦一雄君 三木武夫君
村瀬宣親君 山下春江君
山手満男君 吉田安君
早稲田重四郎君 只野直三郎君

法の一部を改正する法律案の参議院回付案、右両案を一括して議題といたします。

農業委員会法の一部を改正する法律案

右の貴院提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和二十九年六月八日
参議院議長 河井 彌八
衆議院議長 堤 隆次郎殿

第十五条第一項中「二年を三年に改め、同条に次の一項を加える。

五 第十二条第一項の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

改正後の第三十五条の次に次の三章を加える。

第三章 都道府県農業会議

第三十六条 都道府県農業会議は、法人とする。

(地区)

第三十七条 都道府県農業会議の地区は、都道府県の区域とする。

(住所)

第三十八条 都道府県農業会議の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第三十九条 都道府県農業会議でな

い者は、都道府県農業会議という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(業務)

第四十条 都道府県農業会議は、農地法その他の法令によりその所掌に属させた事項を行う。

2 都道府県農業会議は、左に掲げる業務を行うことができる。

一 農業及び農民に關し、意見を公表し、行政庁に建議し、又はその諮問に應じて答申すること。

二 農業及び農民に關する啓蒙、及び宣伝を行うこと。

三 農業及び農民に關する調査及び研究を行うこと。

四 農業委員会の委員等の講習及び研修を行うこと。

五 前各号の業務に附帶する業務(會議員)

第四十一条 都道府県農業会議は、會議員をもつて構成する。

2 左に掲げる者は、會議員とする。

一 都道府県知事が当該都道府県の区域を十から十五まで(地理的状況その他特別の事情により、その数を十五とできる数とする)につき農林大臣の認可を受けたときは、その認可を受けた数に、分けて定める区域ごとに招集した第五十五条第一項の代表者會議において互選された者各一人

二 都道府県農業協同組合中央会が本人の同意を得て推薦したその会長、副会長又は理事のうち一人

昭和二十九年六月九日 衆議院會議第六十四号 農業委員会法の一部を改正する法律案(衆議院回付)外一件

昭和二十九年六月九日 衆議院會議第六十四号 農業委員会法の一部を改正する法律案(衆議院回付)外一件

- 三 都道府県農業共済組合連合会が本人の同意を得て推薦したその理事一人
 - 四 省令で定める農業協同組合及び農業協同組合連合会がその協議により本人の同意を得て、その理事のうちから都道府県知事の定める定数の範囲内で推薦した者若干人
 - 五 農業の改良発達を図ることを目的とする団体であつて省令で定めるものがその協議により本人の同意を得て、その理事(法人でない団体にあつてはその代表者、以下第四十三条第五号において同様とする)のうちから都道府県知事の定める定数の範囲内で推薦したものの若干人
 - 六 農業に關し學識経験を有する者のうちから都道府県知事の定める定数の範囲内で会長が本人の同意を得て指名した者若干人
- 都道府県知事は、前項第一号の区域若しくは同項第四号から第六号までの会議員の定数を定め又はこれを変更するときは、同項第一号の会議員の定数と同項第一号から第六号までの会議員の定数の合計とがそれぞれ会議員の定数の二分の一をこえないようにしなければならない。
- 4 都道府県知事は、第二項第一号の区域を定め、又はこれを変更したときは、これを告示しなければならない。
 - 5 左に掲げる者は、第二項の規定にかかわらず、会議員とならない。
一 禁治産者
- 二 禁こ以上の刑に処せられその執行を終るまでの者
 - 三 禁こ以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (議決権及び選挙権)
 - 第四十二条 会議員は、各々一個の議決権並びに会長及び副会長の選挙権を有する。
(会議員たる地位を失ふ場合)
 - 第四十三条 会議員は、左に掲げる場合には、会議員たる地位を失ふ。
一 死亡したとき。
二 第四十一条第五項に掲げる者に該当するに至つたとき。
三 第五十五条第一項第一号に掲げる者が第四十一条第二項第一号の規定により会議員となつた場合において、その者が農業委員会の委員たる身分を失つたとき又はその者につきその者が会議員となつた日の属する当該農業委員会の選挙による委員の任期が満了したとき。
 - 四 第五十五条第一項第二号に掲げる者が第四十一条第二項第一号の規定により会議員となつた場合において、その者が当該団体の理事でなくなつたとき又はその者につきその者が会議員となつた日の属する当該団体の任期が満了したとき。
 - 五 第四十一条第二項第二号から第五号までの会議員が当該団体の理事(都道府県農業協同組合中央会にあつては、会長、副会長又は理事。以下この号において同様とする)でなくなつたとき又はその者につきその者が会議員となつた日の属する当該団
- 体の理事の任期が満了したとき
- 六 第四十一条第二項第一号の会議員にあつては、その者を互選した代表者會議に係る区域につき変更があつたとき。
 - 七 会議員を辞することについて他の会議員の過半数の同意を得たとき。
 - (賛助員)
 - 第四十四条 都道府県農業会議は、会則の定めるところにより、賛助員を置くことができる。
 - (会則)
 - 第四十五条 都道府県農業会議の会則には、左に掲げる事項を記載しなければならない。
一 目的
二 名称
三 地区
四 事務所所在地
五 業務
六 会議員に関する規定
七 賛助員に関する規定
八 会長及び副会長の定数、職務の分担及び選挙に関する規定
九 會議に関する規定
十 會計に関する規定
十一 公告の方法
 - 2 会則の変更は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 - (会長及び副会長)
 - 第四十六条 都道府県農業會議に、役員として会長一人及び副会長二人以内を置く。
2 会長及び副会長は、都道府県農業會議の會議において、会議員が選挙する。但し、設立当時の会長及び副会長は、創立總會において、会議員たる資格を有する者が選挙する。
 - 3 会長及び副会長は、会議員でない者であらなければならない。
 - 4 会長は、都道府県農業會議を代表し、會務を総理する。
5 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、会則の定めるところにより、その職務を代行する。
6 会長及び副会長がともに欠けたときは又は事故があるときは、会議員のうちから互選した者がその職務を代行する。
7 会長及び副会長の任期は、二年以内において、会則で定める。但し、設立当時の会長及び副会長の任期は、一年以内において創立總會で定める。
8 会長及び副会長は、相兼ねてはならない。
 - (会長に関する民法の準用)
 - 第四十七条 民法(明治二十九年法律第八十九号、第四十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五十四条(代表権の制限)及び第五十五条(代表権の委任)の規定は、会長について準用する。
 - (會議の招集)
 - 第四十八条 都道府県農業會議の會議(第五十条第二項の會議を含む。以下次項、次条、第五十一条及び第五十二条において同様とする)は、会長が招集する。
2 会長は、会議員(第五十条第二項の會議にあつてはその会議員。以下次条及び第五十一条第一項において同様とする)の三分の一以上の者から書面で會議に付議すべき事項を示して會議を招集すべき旨の請求があつたときは、會議を招集しなければならない。
 - (會議の成立)
 - 第四十九条 都道府県農業會議の會議は、会議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - (會議の議決事項)
 - 第五十条 左に掲げる事項は、都道府県農業會議の會議の議決を経なければならない。
一 第四十条第一項に規定する事項(次項に規定する事項を除く)及び同条第二項第一号に掲げる事項
二 その他会則で定める事項
 - 2 第四十条第一項に規定する事項であつて政令で定めるものは、第四十一条第二項第一号及び第六号の会議員のみの會議の議決を経なければならない。
 - (議決の方法)
 - 第五十一条 都道府県農業會議の會議の議事は、出席会議員の過半数で決する。可否同数のときは、会長(前条第二項の會議にあつては、その會議の議長)の決するところによる。
 - 2 会則の変更は、前項の規定にかかわらず、会議員の三分の二以上の者が出席した會議において、出席会議員の三分の二以上の多数による議決によらなければならない。
 - (小作官等の會議への出席)
 - 第五十二条 農林大臣又は都道府県知事は、小作官、小作主その他の関係職員を都道府県農業會議の

昭和二十九年六月九日 衆議院會議第六十四号 農業委員會法の一部を改正する法律案(衆議院回付)外一件

- 會議に出席させ、第四十条第一項の事項に關して意見を述べさせることができる。
- (業務又は會計状況に關する報告の徴収等)
- 第五十三条 都道府県知事は、必要があるとき、都道府県農業會議からその業務又は會計の状況に關し、報告を徴し、検査を行い、その他監督上必要な命令をすることができ、
- (法令等の違反に對する措置)
- 第五十四条 都道府県知事は、前条の規定により報告を徴し又は検査を行った場合において、当該都道府県農業會議の業務又は會計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は会則に違反すると認めるときは、これに對し、必要な措置をとるべき旨を命ずることができ、
- (代表者會議)
- 第五十五条 都道府県知事が都道府県農業會議に諮問した事項に關し、これに答申するため必要があると認め、当該都道府県農業會議から請求があつた場合には、都道府県知事は、その定める区域について、左に掲げる者からなる會議(以下代表者會議という)を招集し、当該区域に係る当該事項に關して調査審議し、その意見を都道府県農業會議に答申すべきことを求めることができる。
- 一 当該区域内の農業委員會が委員會議として委員のうちから指名した者各一人
- 二 省令で定める農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業共済組合の理事のうちから二人以内で都道府県知事が本人の同意を得て指名した者
- 2 都道府県知事は、第四十一条第二項第一号の規定により定めた区域に係る同号の會議員が欠けたときは、当該区域につき代表者會議を招集しなければならない。
- 3 代表者會議の議長は、都道府県知事が、その職員又は第一項に掲げる者のうちから指名する。
- 第四章 全國農業會議所
- (法人格)
- 第五十六条 全國農業會議所は、法人とし、全國を通じて一個とする。
- (住所)
- 第五十七条 全國農業會議所の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。
- (名称)
- 第五十八条 全國農業會議所でない者は、全國農業會議所という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。
- (業務)
- 第五十九条 全國農業會議所は、左に掲げる業務を行うことができる。
- 一 農業及び農民に關し、意見を公表し、行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申すること。
- 二 農業及び農民に關する啓蒙、及び宣伝を行うこと。
- 三 農業及び農民に關する調査及び研究を行うこと。
- 四 都道府県農業會議の行う第四十条第二項の業務につき指導及び連絡を行うこと。
- 五 前各号に掲げるものの外、その目的を達成するため必要な業務。
- (會員たる資格)
- 第六十条 全國農業會議所の會員たる資格を有する者は、左に掲げるものとする。
- 一 都道府県農業會議
- 二 全國農業協同組合中央会及び全國の区域を地区とする農業協同組合連合会
- 三 前二号に掲げる者の外、農業の改良発達を図ることを目的とする団体であつて定款で定めるもの
- 四 農業に關し學識経験を有する者であつて總會(創立總會を含む)で指名したのもの
- 五 前各号に掲げる者の外、農業又はこれと密接な關係を有する事業を営む者であつて定款で定めるもの
- (議決権及び選任権)
- 第六十一条 會員は、各々一個の議決権及び役員を選任権を有する。但し、前条第五号に掲げる會員は、議決権及び役員を選任権を有しない。
- 2 會員は、定款の定めるところにより、あらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。
- 3 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。
- 4 代理人は、二以上の會員を代理することができない。
- 5 代理人は、代理権を証する書面を全國農業會議所に提出しなければならない。
- (経費)
- 第六十二条 全國農業會議所は、定款の定めるところにより、會員に経費を賦課することができる。
- 2 會員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて全國農業會議所に對抗することができない。
- (加入の自由)
- 第六十三条 會員たる資格を有する者が全國農業會議所に加入しようとするときは、全國農業會議所は、正当な事由がないのにその加入を拒んではならない。
- (自由脱退)
- 第六十四条 會員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。
- 2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は、一年をこえてはならない。
- (法定脱退)
- 第六十五条 會員は、左に掲げる事由によつて脱退する。
- 一 會員たる資格の喪失
- 二 解散又は死亡
- 三 除名
- 2 除名は、定款の定めるところにより、總會の議決によつてすることができる。但し、除名した會員にその旨を通知しなければ、これをもつてその會員に對抗することができない。
- (定款)
- 第六十六条 全國農業會議所の定款は、左に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 業務
- 五 會員たる資格並びに會員の加入及び脱退に關する規定
- 六 一事業年度における一會員に賦課する経費の額の最高限度その他経費の賦課に關する規定
- 七 業務の執行及び會計に關する規定
- 八 役員の数、職務の分担及び選任に關する規定
- 九 事業年度
- 十 公告の方法
- (役員)
- 第六十七条 全國農業會議所に、役員として理事十四人以内及び監事二人以内を置く。
- 2 理事の定数は、第六十条第一号の會員の〇のうちから選任された理事の定数と同条第二号から第四号までの會員の〇のうちから選任された理事の定数の合計とがそれぞれ理事の定数の二分之一をこえないように定款で定める。
- 3 会長は一人、副会長は二人以内とする。
- (役員の職務)
- 第六十八条 会長は、全國農業會議所を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、定款の定めるところにより、全國農業會議所を代表し、会長を補佐して業務を掌理し、会長が欠けたときは事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、定款の定めるところにより、全國農業會議所を代表し、

昭和二十九年六月九日 衆議院會議第六十四号 農業委員会法の一部を改正する法律案(衆議院附外一件)

会長及び副会長を補佐して業務を掌理し、会長及び副会長がともに欠けたときは事故があるときは、会長の職務を代行する。

(役員選任及び任期)

第六十九條 役員は、定款の定めるところにより、第六十條第一号から第四号までの会員が總會開催のときにそれぞれ当該会員〇のうち一から五までの会員を二は、あから選任する。但し、設立当時の役員は、創立總會開催のときに選任する。

第七十條 会長及び副会長は、理事がそのうちから選任する。

第三 役員は、任期は、三年以内において定款で定める。但し、設立当時の役員は、一年以内において創立總會で定める。

(役員選任の制限)

第七十一條 理事及び監事は、相兼ねることができない。

(役員選任の民法の準用)

第七十二條 民法第四十四條第一項(法人の不法行為能力)、第五十四條(代表権の制限)、第五十五條(代表権の委任)及び第五十九條(監事の職務)の規定は、役員について準用する。

(總會の招集)

第七十三條 会長は、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならない。

第二 会長は、必要があると認めるときは、何時でも臨時總會を招集することができる。

第三 会長は、会員の五分の一以上の者から書面で總會に付議すべき事項を示して總會を招集すべき旨の請求があつたときは、總會を招集しなければならない。

(總會の成立)

第七十四條 總會は、会員(第六十條第五号に掲げる会員を除く)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(總會の議決事項)

第七十五條 左に掲げる事項は、總會の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 毎事業年度の収支予算及び事業計画の決定及び変更

三 毎事業年度の収支決算及び事業報告の承認

四 経費の賦課及び徴収の方法

五 その他定款で定める事項

第六 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければならない。

(總會の議事)

第七十六條 總會の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。

第二 議長は、總會において選任する。

第三 議長は、会員として總會の議決に加わる権利を有しない。

(特別議決)

第七十七條 左に掲げる事項は、總會(第六十條第五号に掲げる会員を除く)の三分の二以上の者が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 会員の除名

三 解散

(總會に関する民法の準用)

第七十八條 民法第六十二條(總會の招集)、第六十四條(總會の決議事項)及び第六十六條(總會の決議事項)の規定は、總會について準用する。この場合において、第六十二條中「五日」とあるのは、「十日」と読み替へるものとする。

(発起人)

第七十九條 発起人は、定款案を作成し、これを創立總會の日時及び場所とともにその会日の二週間前までに公告して、創立總會を開かなければならない。

第二 定款その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によるなければならない。

第三 創立總會の議事は、第六十條第一号の会員たる資格を有する者の過半数及び同条第二号の会員たる資格を有する者でその会日までに発起人に對し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

第四 第六十一條の規定は、前項の議決について準用する。

(設立の認可)

第八十條 発起人は、創立總會終了の後速滞なく、定款を農林大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第二 発起人は、農林大臣の要求があつたときは、設立に関する報告書を提出しなければならない。

(会長への事務引渡)

第八十一條 前条第一項の認可があつたときは、発起人は、速滞なくその事務を会長に引き渡さなければならない。

(成立)

第八十二條 全国農業会議所は、第八十條第一項の認可によつて成立する。

第二 農林大臣は、全国農業会議所が成立したときは、速滞なくその旨を公告しなければならない。

(解散)

第八十三條 全国農業会議所は、左に掲げる事由によつて解散する。

一 總會の議決

二 破産

第三 解散の議決は、農林大臣の認可を受けなければならない。

(清算)

第八十四條 全国農業会議所が解散したときは、破産による解散の場合を除き、会長がその清算人となる。但し、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第八十五條 清算人は、就職の後速滞なく、全国農業会議所の財産の状況を調査し、財産目録を作り、財産処分の方法を定め、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

(財産処分の制限)

第八十六條 清算人は、全国農業会議所の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

(決算報告書)

第八十七條 清算事務が終了したときは、清算人は、速滞なく決算報告書を作り、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

(解散及び清算に関する民法及び非訟事件手続法の準用)

第八十八條 民法第七十三條(清算法人)、第七十五條(裁判所による清算人の選任)、第七十六條(清算人の解任)及び第七十八條から第八十三條まで(清算人の職務権限、清算中の破産、清算の監督、清算の手続等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項(法人の解散、清算の監督の管轄)、第三十六條(検査人の選任)、第三十七條(清算人及び検査人の報酬)、第三十五條ノ二(清算人の選任及び第三項裁判所の監督、第三百三十七條(清算人の選任、解任の裁量)並びに第三百三十八條(清算人不適格者)の規定は、全国農業会議所の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五條中「前条」とあるのは、「農業委員会等に関する法律第八十四條」と読み替へるものとする。

(業務又は会計状況の報告の徴収等)

第八十九條 農林大臣は、必要があると認めるときは、全国農業会議

所からその業務又は会計の状況に
関し、報告を徴し、検査を行いそ
の他監督上必要な命令をすること
ができる。

(法令等の違反に対する措置)

第九十条 農林大臣は、前条の規定
により報告を徴し、又は検査を行
つた場合において、全国農業会議
所の業務又は会計が法令、法令に
基いてする行政の処分又は定款
に違反すると認めるときは、これ
に対し、役員、職員、業務の停止
その他必要な措置をとるべき旨を
命ずることができる。

第五章 罰則

第九十一条 都道府県農業会議の会
議員が第四十条第一項又は第二
項第一号に規定する業務につき
議決権の行使又は会議に付議す
べき事項の発議に関し、賄賂を受
け、又はこれを要求し、若しくは
は約束したときは、二年以下の懲
役に処する。

第九十二条 左に掲げる違反があつ
た場合においては、その違反行為
をした都道府県農業会議又は全国
農業会議所の役員又は使用人その
他の従業者を一万円以下の罰金に
処する。

一 第五十三条の規定による報告
をせず、又は虚偽の報告をした
とき。

二 第八十九条の規定による報告
をせず、又は虚偽の報告をした
とき。

第九十三条 左に掲げる違反があつ
た場合においては、その違反行為
をした都道府県農業会議の役員又
は全国農業会議所の役員若しくは
清算人を一万円以下の過料に処す
る。

一 第四十条又は第五十九条に

規定する業務以外の業務を営ん
だとき。

二 第四十八条第二項又は第七十
二条第三項の規定に違反したと
き。

三 第八十五条又は第八十七条に
掲げる書類に記載すべき事項を
記載せず、又は不実の記載をし
たとき。

四 第八十六条の規定に違反して
全国農業会議所の財産を処分し
たとき。

五 第八十八条において準用する
民法第七十九条の期間内に債権
者に弁済したとき。

六 第八十八条において準用する
民法第七十九条又は同法第八十
一条の規定に違反して公告を怠
り、又は不実の公告をしたとき。

七 第八十八条において準用する
民法第八十一条第一項の規定に
違反して破産宣告の請求を怠つ
たとき。

第九十四条 第三十九条又は第五十
八条の規定に違反した者は、一万
円以下の過料に処する。

附 則

一 この法律は、昭和二十九年七月
二十日から施行する。

二 次項及び第七項の規定は、前項
の規定にかかわらず、公布の日か
ら施行する。

三 この法律の施行後最初に農業委
員会の選挙による委員となる者の
選挙については、この法律の施行
前であつても、改正後の農業委員
会等に関する法律（以下「新法」と
いう。）第二章の規定を適用する。

但し、選挙人名簿は、従前の市町
村農業委員会選挙人名簿によ
る。

4 この法律の施行の際改正前の農
業委員会法（以下「旧法」という。）
第二条の規定により市町村に現
置かれていた市町村農業委員会及
びその職員は、それぞれ新法第三
条の規定による農業委員会及びそ
の職員となり、同一性をもつて存
続するものとする。

5 この法律施行の際旧法第二条及
び第五十一条の規定により地方自
治法（昭和二十二年法律第六十七
号）第五百五十五条第二項の市の区
に現に置かれていた市町村農業委
員会及びその職員は、それぞれ新
法第三条第二項の規定により当該
市に置かれる農業委員会及びその
職員となり、同一性をもつて存続
するものとする。

6 この法律の施行の際現にその効
力を有する市町村農業委員会委員
選挙人名簿は、新法の相当規定に
より調整された農業委員会委員選
挙人名簿とみなす。

7 市町村農業委員会の委員であつ
て旧法第十五条の規定による任期
が昭和二十九年七月十九日までに
満了しないものの任期は、同条の
規定にかかわらず、同日までとす
る。

8 都道府県知事は、昭和二十九年
七月三十一日までに、都道府県農
業会議の会議員となるべき者を互
選するための新法第五十五条第一
項の代表者会議を招集しなければ
ならない。

9 都道府県農業会議を設立するに
は、会議員となるべき者五人以上
が設立委員となることを必要とす
る。

10 設立委員は、会則案を作成し、
これを創立総会の日時及び場所と
ともにその会日の二週間前までに

公告して、創立総会を開かなけれ
ばならない。

11 会則その他都道府県農業会議の
設立に必要な事項の決定は、創立
総会の議決によらなければならない
ものとする。

12 創立総会の議事は、都道府県農
業会議の会議員となるべき者の三
分の二以上の者が出席し、その五分
の四以上の多数による議決を必要
とする。この場合の議決は、新
法第四十二条の規定を準用する。

13 設立委員は、創立総会終了の後
遅滞なく、会則を都道府県知事に
提出して、都道府県農業会議の設
立の認可を申請しなければならない
ものとする。

14 設立委員は、都道府県知事の要
求があつたときは、設立に關する
報告書を提出しなければならない
ものとする。

15 第十三項の認可があつたときは
、設立委員は、遅滞なくその事
務を会長に引き渡さなければなら
ない。

16 都道府県農業会議は、第十三項
の認可によつて成立する。

17 都道府県知事は、都道府県農業
会議が成立したときは、遅滞なく
その旨を公告しなければならない
ものとする。

18 都道府県農業委員会は、この法
律の施行後も昭和三十年三月三十
一日まで、なお存続する。但し、
都道府県農業会議が成立したとき
は、当該都道府県の都道府県農業
委員会については、この限りでな
い。

19 都道府県農業委員会に關する旧
法の規定は、前項の規定により存
続する都道府県農業委員会につい
ては、なおその効力を有する。但

し、この法律の施行の際現に都道
府県農業委員会の委員である者の
任期は、前項の規定による都道府
県農業委員会の存続期間中は、満
了しないものとする。

20 第十八項の規定により都道府県
農業委員会が存続する間は、前項
本文の規定にかかわらず、その委
員の選挙は行われない。

21 旧法の規定により行われた市町
村農業委員会又は都道府県農業委
員会の委員の選挙に係る罰則の適
用については、なお従前の例によ
る。

22 都道府県農業会議及び全国農業
会議所でない者でこの法律の施行
の際現に都道府県農業会議若しく
は全国農業会議所という名称又は
これらに類する名称を用いてい
るものについては、この法律の施行
後六箇月を限り、新法第九十四条
の規定を適用しない。

23 政府は、昭和三十一年五月三十一日まで
に、農業委員会、都道府県農業会議及び全国
農業会議所に関し、農業協同組合法（昭和二十
九年法律第三十二号）による法人との関係
その他の事項を整理して検討を加え、必要
に於て、新法の他の法律の改正のための
措置をとらなければならない。

24 前項の場合には、農林大臣は、農業団体等
協会の意見を問ふなければならない。

25 農地法（昭和二十七年法律第二
百二十九号）の一部を次のように
改正する。

「市町村農業委員会」を「農業委
員会」に、「都道府県農業委員会」
を「都道府県農業会議」に改める。
都第九十条第一項中「農業委員会
法（昭和二十六年法律第八十八号）
第二条第一項但書」を「農業委員会
等に関する法律（昭和二十六年法

昭和二十九年六月九日 衆議院會議第六十四号 農業委員会法の一部を改正する法律案(衆議院回付)外一件

一〇八六

律第八十八号) 第三條第一項但書又は第四項に改め、同条第二項中「農業委員会法第二條第二項を「農業委員会等に関する法律第三條第二項に改める。

2426 農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第二十八條第四項若しくは第五項の下に、第二十九條第二項を加え、同条第二項を削り、第五條第二項中「第二條第一項第五号の規定により国が取得した立木」を「第二條第一項第二号又は第五号の規定により国が取得した土地、立木」に改め、同項第一号中「第四十條の二第六項の規定により買取した立木」を、第十五條若しくは第四十條の二第六項の規定により買取し、又は同法第二十九條第二項において準用する同法第二十八條第一項若しくは第五項の規定により買取取つた土地、立木に、第三條第一項を「第三條に改め、同項第二号中「措置法」の下に、第二十九條第一項の政府の所有に属する農業用施設、水の使用に関する権利、立木、土地若しくは建物で命令で定めるもの又は同法を加え、「農業用施設又は」を「農業用施設若しくは」に改める。

2527 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

「市町村農業委員会」を「農業委員会」に改める。

第三條第一項第二号中「農業委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)第二條第三項を「農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三條第一項但書又は第四項」に改め、第九十七條第一項中「農業委員会法第二條第二項」を「農業委員会等に関する法律第三條第二項」に改め、同条第五項及び第六項中「都道府県農業委員会」を「都道府県知事に改め、同条第六項中「前項の規定による請求を受けた場合には、」の下に「都道府県農業委員会の意見を聞き」を加える。

第九十八條第五項から第八項まで中「都道府県農業委員会」を「都道府県知事」に改め、同条第八項中「前項を」第七項に改め、同条中第八項及び第九項をそれぞれ第九項及び第十項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8、都道府県知事は、第六項の裁決又は前項の認可をするには、

都道府県農業委員会の意見を聞かなければならない。

第九十九條第九項中「都道府県農業委員会」を「都道府県農業委員会」に改め、第六十六條第一項、第八十八條第一項及び第九十九條中「第九十八條第八項を」第九十八條第九項に改め、第九十八條第一項第三号中「都道府県農業委員会又は」を削り、同条第五項中「都道府県農業委員会若しくは」を削り、第二百二十二條第二項中「第九十八條第八項を」第九十八條第九項に改める。

2628 都道府県農業委員会を当事者又は参加人とする旧自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)、改正前の農地法施行法又は改正前の土地改良法の規定に基づいてした処分に関する訴訟であつてその処分をした都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の区域を地区とする都道府県農業会議が成立した際現に係属中のものは、当該都道府県農業会議の成立の日に当該都道府県の知事が受け継いだものとする。

2729 旧自作農創設特別措置法又は改正前の農地法施行法の規定に基づいて都道府県農業委員会とした処分の取消又は変更を求める訴は、そ

の処分をした都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の区域を地区とする都道府県農業会議が成立した後は、当該都道府県の知事を被告として提起しなければなら

ない。

2830 改正前の土地改良法の規定に基づいて都道府県農業委員会がした指示、裁決、認可その他の処分は、その処分をした都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の区域を地区とする都道府県農業会議が成立した場合には、当該都道府県の知事がした指示、裁決、認可その他の処分とみなす。

2931 改正前の土地改良法の規定に基づいて都道府県農業委員会に対してした指示の請求、訴願又は認可の申請であつてその都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の区域を地区とする都道府県農業会議が成立した際現に手続中のものは、当該都道府県の知事に対してした指示の請求、訴願又は認可の申請とみなす。

3032 造林臨時措置法(昭和二十五年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

3133 「都道府県農業委員会」を「都道府県農業会議」に改める。

第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

3234 「市町村農業委員会」を「農業委員会」に、「都道府県農業委員会」を「都道府県農業会議」に改める。

3335 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

3439 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一項に掲げるものの外、執行機関として、法律の定めるところにより、市町村に農業委員会を置かなければならない。

「都道府県農業委員会」を「都道府県農業会議」に改める。

第二百二条の二第七項中、「地方労働委員会及び農業委員会」と「及び地方労働委員会」に改める。
別表中「市町村農業委員会」を「農業委員会」に改める。
別表第一第二十二号を次のように改める。

二十二 削除

別表第三第一号の六十九中「並びに都道府県農業委員会の会長となり、選任委員を解任し、選挙区及び当該選挙区において選挙すべき都道府県農業委員会の委員の数及び」を削り、「告示し、並びに」を告示し、及びに改める。
別表第三第六号を削る。

357

町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第二項中「農業委員会」と「農業委員会等に関する法律」に、同条第三項中「農業委員会法第五十条」と「農業委員会等に関する法律第三十四条」に改める。

363

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第七項中「市町村農業委員会」と「農業委員会」に改める。

第百三十六条中「市町村農業委員会」と「農業委員会」に改める。

373

所得税法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「農業共済基金」の下に「都道府県農業会議、全国農業会議所」を加える。
法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

384

第五条第一項第四号中「農業共済基金」の下に「都道府県農業会議、全国農業会議所」を加える。

印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

394

第五条第五号ノ五の次に次の一号を加える。

五ノ六 都道府県農業会議又ハ全国農業会議所ノ発スル証券、銀簿

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

402

第二十五条第一号中「社会福祉事業振興会」の下に「都道府県農業会議、全国農業会議所」を加える。

第七十二条の五第一項第四号中「農業共済基金」の下に「都道府県農業会議、全国農業会議所」を加える。

第七十三条の四第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 都道府県農業会議が直接その本来の業務の用に供する不動産
第二百九十六条中「社会福祉事業振興会」の下に「都道府県農業会議、全国農業会議所」を加える。

第三百四十八条第二項第十三号中「私立学校振興会」の下に「都道府県農業会議及び全国農業会議所」を加える。

第四百六条第一項第二号及び第四百二十五条第一項第三号中「市町村農業委員会又は都道府県農業委員会」と「農業委員会」に改める。

農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表農林省設置法の項中「農業委員会」と「農業委員会等に関する法律」に改める。

農業協同組合法の一部を改正する法律案

右の貴院提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和二十九年六月八日

参議院議長 河井 彌八
衆議院議長 堤 康次郎殿

第七十三条の次に次の一章を加える。

第三章 農業協同組合中央会
第七十三条の二 農業協同組合中央会（以下中央会という）は、組合の健全な発達を図ることを目的とする。

第七十三条の三 中央会は、都道府県農業協同組合中央会（以下都道府県中央会という）及び全国農業協同組合中央会（以下全国中央会という）とする。

第七十三条の四 中央会でない者は、農業協同組合中央会という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

第七十三条の五 中央会は、法人とする。

第七十三条の六 中央会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第七十三条の七 都道府県中央会の地区は、都道府県の区域に、全国中央会の地区は、全国の区域による。

同一の区域を地区とする中央会は一箇とする。

第七十三条の八 国は、毎年度予算の範囲内において、中央会の事業

に要する経費の一部を補助することができ、

第七十三条の九 中央会は、その目的を達成するため、左の事業を行う。

一 組合の組織、事業及び経営の指導
二 組合の監査
三 組合に関する教育及び情報の提供
四 組合の連絡及び組合に関する紛争の調停
五 組合に関する調査及び研究
六 前各号の事業の外、中央会の目的を達成するために必要な事業

中央会は、組合に関する事項について、行政庁に建議することができる。

第七十三条の十 全国中央会は、その事業の浸透徹底を図り、又は都道府県中央会の事業の総合調整を行うため、都道府県中央会の指導及び連絡に関する事業を行うことができる。

全国中央会は、前項の指導及び連絡を行うために必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、事業計画の設定若しくは変更その他業務若しくは会計に関する重要事項について都道府県中央会に指示し、若しくは都道府県中央会をして全国中央会に協議を

昭和二十九年六月九日 衆議院會議第六十四号 農業委員会法の一部を改正する法律案(衆議院回付)外一件

させ、又は都道府県中央会に事務の報告若しくは書類及び帳簿の提出を求めることができる。

第七十三条の十一 中央会は、第七十三条の九第一項第二号の事業を行おうとするときは、監査規程を定め、主務大臣の承認を受けなければならない。

前項の監査規程には、監査の要領及びその実施の方法並びに第七十三条の二十一の農業協同組合監査士の職務に関する事項を記載しなければならない。

監査規程を変更し、又は廃止するには、主務大臣の承認を受けなければならない。

第七十三条の十二 中央会の会員は、正会員及び准会員とする。

都道府県中央会の正会員たる資格を有する者は、都道府県中央会の地区の全部又は一部を地区とする組合とする。

都道府県中央会の准会員たる資格を有する者は、組合の行う事業と同種の事業を行う法人で都道府県中央会の地区内に住所を有するもののうち定款で定めるものとする。

全国中央会の正会員たる資格を有する者は、左に掲げる者とする。

一 都道府県中央会

二 都道府県中央会の正会員たる組合

三 都道府県の区域をこえる区域を地区とする組合

全国中央会の准会員たる資格を有する者は、組合の行う事業と同種の事業を行う法人で定款で定めるものとする。

第七十三条の十三 会員たる資格を有する者が都道府県中央会に加入しようとするときは、都道府県中央会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

都道府県中央会の会員の脱退については、第二十一条及び第二十二条の規定を準用する。

前条第四項第一号又は第二号に該当する者は、全国中央会が成立したときは、すべてその正会員となる。全国中央会が成立した後に、おいて同項第一号又は第二号に該当するに至つた者についても、また同様とする。

前条第四項第三号に該当する者及び准会員たる資格を有する者が全国中央会に加入しようとする場合には、第一項の規定を準用する。

全国中央会の前条第四項第一号又は第二号の規定による正会員の脱退については、第二十一条第一

項第一号及び第二号の規定も、その他の正会員及び准会員の脱退については、第二十一条及び第二十二条の規定を準用する。

第七十三条の十四 都道府県中央会の正会員は、各、一個の議決権

(第七十三条の二十二第一項の規定により代議員をもつて總會を組織する都道府県中央会の正会員にあつては代議員の選挙権)を、全国中央会の正会員は、代議員の選挙権を有する。但し、全国中央会の代議員の選挙については、都道府県中央会及び第七十三条の二十三第二項第三号に規定する農業協同組合連合会はこの限りでない。

第七十三条の十五 中央会は、定款の定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて中央会に対抗することができない。

中央会は、定款の定めるところにより、会員に対して過怠金を課することができる。

第七十三条の十六 中央会の会員に對してする通知又は催告については、第三十七条第一項及び第二項の規定を準用する。

第七十三条の十七 中央会の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所所在地

四 会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定

五 経費の分担に関する規定

六 業務の執行及び会計に関する規定

七 役員の数、職務の分担及び選任に関する規定

八 第七十三条の二十二第一項の規定により代議員をもつて總會を組織する都道府県中央会及び全国中央会にあつては代議員の定数及び選挙に関する規定

九 事業年度

十 公告の方法

定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第七十三条の十八 中央会に、役員として会長一人、副会長一人(全国中央会にあつては、三人以内)、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

役員は、定款の定めるところにより、總會において選任する。

設立当時の役員は、前項の規定にかかわらず、創立總會において選任する。

役員の任期は、三年以内において定款で定める。

設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立總會において定める。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

第七十三条の十九 会長は、中央会を代表し、その業務を総理する。

副会長は、定款の定めるところにより、中央会を代表し、会長を補佐して中央会の業務を掌理し、会長に事故があるときには会長の職務を代理し、会長が欠員のときにはその職務を行ふ。

理事は、定款の定めるところにより、中央会を代表し、会長及び副会長を補佐して中央会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときにはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときにはその職務を行ふ。

第七十三条の二十 中央会の会長、副会長、理事及び監事には、第三十一条の二及び第三十二条並びに商法第二百五十四条第三項、第二百五十六條第三項及び第二百五十八條第一項の規定を、会長には、第三十四条、第三十五条、第三十八條及び第三十九条並びに民法第六十一条第一項の規定を、会長、副会長及び理事には、民法第四十四條第一項、第五十四条及び第五十五条の規定を、監事には、第三十三条及び第三十六条、民法第五十九条並びに商法第二百七十八條

の規定を準用する。この場合において、第三十六条中「理事」とあるのは、「会長、副会長及び理事」と読み替へるものとする。

第七十三条の二十一 第七十三条の九第二項第二号の事業を行う中央会には、組合の監査に当らせるため、農業協同組合監査士を置かなければならない。

農業協同組合監査士は、省令で定める資格を有する者のうちから選任しなければならない。

農業協同組合監査士の選任及び解任は、会長が副会長及び過半数の理事の同意を得てこれを決する。

第七十三条の二十二 都道府県中央会の總會は、定款の定めるところにより、代議員をもつて組織することができる。

代議員は、各、一個の議決権を有する。

代議員は、正会員が選挙した者をもつて充てる。

代議員は、正会員たる組合の理事でなければならない。

代議員の定数は、正会員の総数のおおむね十分の一を下らないように定款で定めなければならない。

代議員の任期は、三年以内において定款で定める。

代議員の選挙については、第三十条第四項乃至第八項の規定を準用する。

第七十三条の二十三 全国中央会の總會は、代議員をもつて組織する。代議員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 都道府県の区域ごとに、その区域の全部又は一部を地区とする組合（その区域をこえる区域を地区とする農業協同組合でその区域内に住所を有するものを含む）であつて第七十三条の十四の規定により選挙権を有する正会員たるものが選挙した者

二 都道府県中央会の会長

三 正会員たる農業協同組合連合会、都道府県の区域をこえる区域を地区とするもの（全国中央会の定款で定める理事一人）

前項第一号の規定により正会員が選挙する代議員の定数は、都道府県の区域ごとに、その区域につき選挙権を有する正会員の数におおむね比例するように、定款で定める。

代議員については、前条第二項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する。この場合において、前条第四項、第六項及び第七項中「代議員」とあるのは、「第二項第一号の規定により正会員が選挙する代議員」と読み替へるものとする。

第七十三条の二十四 中央会の成立の日から一年以内において創立總會で定める期間内は、代議員は、第七十三条の二十二第三項又は前条第二項の規定にかかわらず、都道府県中央会にあつては創立總會において選任した者をもつて、全国中央会にあつては創立總會において選任した者並びに前条第二項第二号及び第三号に掲げる者をもつて充てる。

前項の規定により創立總會において選任する代議員（以下選任による代議員という）は、発起人たる組合の理事又は正会員たる資格を有する組合で発起人に對し設立の同意を申し出たもの（全国中央会にあつては、都道府県の区域をこえる区域を地区とする農業協同組合連合会を除く）の理事でなければならない。

選任による代議員の定数は、創立總會において定める。

第七十三条の二十五 左の事項は、總會の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 解散

三 会員の除名

四 役員解任

五 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

六 経費の賦課及び徴収の方法

前項第一号から第四号までに掲げる事項は、都道府県中央会にあつては正会員（第七十三条の二十二第二項の規定により代議員をもつて總會を組織する都道府県中央会にあつては代議員）、全国中央会にあつては代議員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

中央会の總會には、第十六条第二項乃至第五項、第三十七條第三項、第四十五條、民法第六十四條及び第六十六條並びに商法第二百四十三條及び第二百四十四條の規定を準用する。この場合において、民法第六十四條中「第六十二條」とあり、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは、それぞれ「農業協同組合法第七十三條の二十五第三項ニ於テ準用スル同法第三十七條第三項」と読み替へるものとする。

第七十三条の二十六 都道府県中央会を設立するには都道府県の区域をこえない区域を地区とする組合が、全国中央会を設立するには都道府県の区域をこえる区域を地区とする農業協同組合連合会又は都道府県中央会が、それぞれ発起人となり、定款及び事業計画を作成し、会日の二週間前までにこれを創立總會の日時及び場所とともに公告して、創立總會を招集しなければならない。

前項の発起人の数は、五以上でなければならない。この場合において、都道府県中央会の設立にあつては、その中に都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会二以上を含まなければならない。

発起人は、創立總會を招集するには、都道府県中央会の設立にあつてはその地区の全部又は一部を地区とする組合の総数の十分の一以上の同意を、全国中央会の設立にあつては都道府県中央会の総数の三分の二以上及び都道府県の区域をこえる区域を地区とする組合の総数の十分の一以上の同意を得なければならない。

定款の決定、事業計画の設定、役員及び代議員の選任その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

創立總會は、第五十八條第五項乃至第七項の規定を準用する。

第七十三条の二十七 発起人は、創立總會終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

発起人は、主務大臣の要求があるときは、中央会の設立に関する報告書を提出しなければならない。

昭和二十九年六月九日 衆議院會議第六十四号 農業委員会法の一部を改正する法律案（參議院回付）外一件

○議長(橋本次郎君) 同案を一括して採決いたします。同案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長(橋本次郎君) 起立者はありません。よつて同案をも参議院の修正に同意せざることに決しました。(拍手)

農業委員会法の一部を改正する法律案、本院議決案

農業協同組合法の一部を改正する法律案、本院議決案

法律案、本院議決案

○議長(橋本次郎君) 憲法第五十九条第二項に基いて再議決のため、農業委員会法の一部を改正する法律案の本院議決案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案の本院議決案の両案を一括議決とせられんことを望みます。

○議長(橋本次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

○議長(橋本次郎君) 御異議なしと認めます。よつて農業委員会法の一部を改正する法律案の本院議決案、農業協同組合法の一部を改正する法律案の本院議決案は、さきの議決の通り、出席議員全員をもつて可決せられし。

○議長(橋本次郎君) 右の結果、農業委員会法の一部を改正する法律案の本院議決案、農業協同組合法の一部を改正する法律案の本院議決案は、さきの議決の通り、出席議員全員をもつて可決せられし。

○議長(橋本次郎君) 右の結果、農業委員会法の一部を改正する法律案の本院議決案、農業協同組合法の一部を改正する法律案の本院議決案は、さきの議決の通り、出席議員全員をもつて可決せられし。

○議長(橋本次郎君) 右の結果、農業委員会法の一部を改正する法律案の本院議決案、農業協同組合法の一部を改正する法律案の本院議決案は、さきの議決の通り、出席議員全員をもつて可決せられし。

○議長(橋本次郎君) 右の結果、農業委員会法の一部を改正する法律案の本院議決案、農業協同組合法の一部を改正する法律案の本院議決案は、さきの議決の通り、出席議員全員をもつて可決せられし。

○議長(橋本次郎君) 右の結果、農業委員会法の一部を改正する法律案の本院議決案、農業協同組合法の一部を改正する法律案の本院議決案は、さきの議決の通り、出席議員全員をもつて可決せられし。

○議長(橋本次郎君) 右の結果、農業委員会法の一部を改正する法律案の本院議決案、農業協同組合法の一部を改正する法律案の本院議決案は、さきの議決の通り、出席議員全員をもつて可決せられし。

昭和二十九年六月九日 衆議院会議録第六十四号 農業委員会法の一部を改正する法律案、本院議決案外一件

議決の通り決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(橋本次郎君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開閉。開鎖。

投票を計算いたします。

〔参事投票を計算〕

○議長(橋本次郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

〔事務総長朗読〕

投票総数 二百五十

可とする者(白票) 二百五十

〔拍手〕

否とする者(青票) なし

○議長(橋本次郎君) 右の結果、農業委員会法の一部を改正する法律案の本院議決案、農業協同組合法の一部を改正する法律案の本院議決案は、さきの議決の通り、出席議員全員をもつて可決せられし。

相川 勝六君	遠澤 寛君	川村善八郎君	河原田隆吉君	高橋 等君	竹尾 式君
青木 正君	青柳 一郎君	青家 喜六君	木村 武雄君	武知 勇紀君	津波 國利君
赤城 宗徳君	秋山 利基君	木村 俊夫君	木村 文男君	辻 寛一君	土倉 宗四郎君
藤生太賀吉君	足立 應郎君	菊池 義徳君	岸田 正記君	網島 正興君	坪川 健三君
天野 公義君	荒船清十郎君	北 吟吉君	久野 忠治君	徳安 實藏君	吉米地英俊君
有田 二郎君	安藤 正純君	熊谷 憲一君	黒金 泰美君	富田 健治君	中井 一夫君
伊藤 輝一君	生田 宏一君	小枝 一雄君	小金 義照君	中村 幸八君	中山 マサ君
池田 清君	池田 勇人君	小坂善太郎君	小平 久雄君	仲川房次郎君	永田 良吉君
石井光次郎君	大妻 健君	小林 鶴君	小林 初治君	永田 亮一君	長野 長廣君
今村 忠助君	岩川 興助君	小峯 柳多君	佐々木盛雄君	藤尾 弘吉君	夏堀源三郎君
上塚 司君	内海 安吉君	佐瀬 昌三君	佐藤 榮作君	南條 徳男君	丹羽露四郎君
江藤 夏雄君	遠藤 三郎君	佐藤 一郎君	佐藤 親弘君	西村 英一君	西村 直己君
小笠 公留君	小笠原三九郎君	佐藤虎太郎君	佐藤洋之助君	西村 久之君	野田 卯一君
小川 平二君	小澤佐重君	坂田 英一君	坂田 道太君	羽田武嗣郎君	葉梨新五郎君
小高 嘉郎君	尾崎 末吉君	迫水 久常君	始関 伊平君	馬場 元治君	橋本嘉三郎君
尾関 義一君	越智 茂君	塩原時三郎君	藤田 弘作君	橋本 龍伍君	長谷川 峻君
緒方 竹虎君	大上 司君	島村 一郎君	庄司 一郎君	濱田 幸雄君	林 譲治君
大久保武雄君	大西 融夫君	首藤 新八君	助川 良平君	原 健三郎君	原田 憲君
大橋 武夫君	大村 清一君	鈴木 仙八君	鈴木 善幸君	平井 義一君	平野 三郎君
岡崎 勝男君	岡田 五郎君	鈴木 正文君	世耕 弘一君	福井 勇君	福田 越夫君
岡野 清彦君	岡本 忠雄君	瀬戸山三男君	関内 正二君	福田 篤泰君	福田 一君
岡村利右衛門君	押谷 富三君	關谷 野利君	田に長治郎君	福田 喜東君	福永 健司君
加藤 精三君	加藤 宗平君	田子 一民君	田中伊三次君	藤枝 泉介君	船越 弘君
加藤 五郎君	鍛冶 良作君	田中 角榮君	田中 好君	藤田 中君	降旗 徳弥君
金光 庸夫君	川島正次郎君	田中 龍夫君	田中 茂逸君	保利 茂君	坊 秀男君
		田刈 光一君	高木 松吉君	星島 二郎君	本多 市郎君
		高橋 英吉君	高橋 三郎君		

昭和二十九年六月九日 衆議院會議第六十四号 議長の報告

本間 俊一君	前尾 繁三郎君	金子 與重郎君	神戶 昌君
前田 正男君	牧野 實泰君	川崎 秀二君	喜多壯一郎君
益谷 秀次君	増田 甲子七君	吉川 久衛君	楠美 省吾君
松井 豊吉君	松岡 俊三君	小泉 純也君	小島 徹三君
松崎 朝治君	松田 健藏君	河野 金昇君	佐藤 芳男君
松山 義雄君	三浦 實之助君	齋藤 憲三君	櫻内 義雄君
三和 精一君	水田 三喜男君	笹本 一雄君	志賀健次郎君
南 好雄君	宮原 幸三郎君	椎原 三郎君	白濱 仁吉君
村上 勇君	持永 義夫君	須藤 彌吉郎君	田中 久雄君
森 清君	森 幸太郎君	高瀬 傳君	高橋 順一君
八木 一郎君	安井 大吉君	竹山 祐太郎君	館林 三喜男君
保岡 武久君	山口 喜久一君	床次 徳二君	中島 茂喜君
山口 好二君	山口 六郎次君	中嶋 太郎君	中曾根康弘君
山崎 岩男君	山崎 巖君	中野 四郎君	中村 三之丞君
山崎 猛君	山中 貞則君	中村 庸一郎君	並木 芳雄君
山本 勝市君	山本 正一君	長谷川 四郎君	福田 繁芳君
山本 友一君	吉田 重延君	古屋 菊男君	本名 武君
吉武 康市君	渡邊 良夫君	町村 金五君	松浦周太郎君
耳 四郎君	赤澤 正道君	三浦 一雄君	三木 武夫君
荒木萬壽夫君	有田 喜二君	村瀬 宜親君	山下 春江君
五十嵐吉藏君	井出 一太郎君	山手 満男君	吉田 安君
池田 清志君	今井 耕君	早田 祐三郎君	只野直三郎君
白井 莊一君	小山倉之助君		
大高 康君	岡田 勢一君		
岡部 得三君	加藤 高藏君		

○議長(橋本次郎君) 明後十一日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時四十四分散会

出席國務大臣

農林大臣 保利 茂君

朗読を省略した報告

一、去る五日本院は第十九回国会の会期を六月六日から六月十五日まで十日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

一、去る七日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

警察法

警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

一、去る五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

議長運営委員 長谷川四郎君

一、去る五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

議長運営委員 中野 四郎君

一、去る七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 高橋 等君

人事委員 森 清君

法務委員 押谷 富三君 殿治 良作君

文部委員

田淵 光一君

厚生委員 中野 四郎君

労働委員 三和 精一君

建設委員 高木 松吉君

瀬戸山三男君

田中 角榮君

議院運営委員 加藤 常太郎君

生田 宏一君

助川 良平君

田嶋 好文君

懲罰委員 大野 伴啓君

犬養 健君

小坂善太郎君

佐藤 榮作君

橋本 龍伍君

福永 健司君

益谷 秀次君

水田三喜男君

吉田 茂君

重光 葵君

町村 金五君

一、去る七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 犬養 健君

人事委員 吉田 茂君

法務委員 大野 伴啓君

橋本 龍伍君

文部委員 福永 健司君

厚生委員 大野 伴啓君

労働委員 重光 葵君

佐藤 榮作君

建設委員

小坂善太郎君 水田三喜男君

益谷 秀次君

参議院運営委員

川村善八郎君 三池 健君

尾関 義一君 岡村和吉郎君

懲罰委員

高橋 等君 田淵 光一君

瀬戸山三男君 三和 精一君

押谷 富三君 殿治 良作君

田中 角榮君 高木 松吉君

森 清君 中野 四郎君

吉田 安君

一、去る七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

議長運営委員 尾関 義一君 川村善八郎君

一、去る七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

議長運営委員 助川 良平君 生田 宏一君

一、去る七日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

警察法案

警察法の施行に伴う関係法令の整理
に関する法律案

一、昨八日参議院から回付された本院
提出案は次の通りである。

警察委員会法の一部を改正する法律
案

警察協同組合法の一部を改正する法
律案

一、昨八日議員から提出した質問主意
書は次の通りである。

都市計画に関する質問主意書（並
木芳雄君提出）

交通に関する質問主意書（並木芳
雄君提出）